

注意・警戒情報

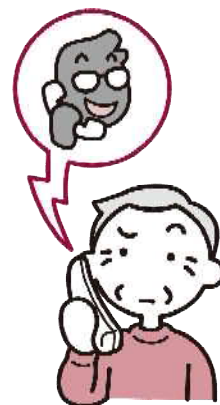
消費生活センターから投資詐欺の被害金を救済できると電話が来たけど、これって本当？

消費生活センターを名乗る男性から「投資詐欺被害の回復ができる公的機関があるので手続きをするように。」と電話があった。お金が戻ってくれればいいが、本当に消費生活センターがこうした電話をかけてくることはあるのか。

アドバイス

消費生活センターや国民生活センターなどの公的機関を名乗る電話がかかってきたが信用できるか、という相談が増えています。

こうした電話では、「あなたの個人情報が流出しているので削除しますか」「投資詐欺被害者にお金を返すことができるようになったので手続きをとるように」などと言って、個人情報を聞き出そうとしたり、新たな投資を勧誘しようとしたりします。



消費生活センターが個人情報の削除や投資被害の回復をあっせんするために、このような電話をすることは一切ありません。

不審な電話だと思ったら相手にせず、すぐ話を打ち切りましょう。日頃からナンバーディスプレイ機能のついた電話機や留守番電話機能を利用していると安心です。

消費生活センターなどの公的機関を名乗るあやしい電話があったときは、身近な消費生活相談窓口へご相談・情報提供ください。

消費生活相談は

消費者ホットライン



ゼロ・ゴー・ナ・ゼロ 守ろうよ、みんなを！

0570-064-370

(身近な消費生活相談窓口につながります。)

消費者力アップ！フェスタかながわ

皆さんの「消費者力」をアップする講演や団体の活動発表を行います。気軽にご参加ください。

日時 5月21日 水曜日 12:30～(受付開始12:00)

会場 かながわ県民センター 2階ホール

(横浜駅西口・きた西口より徒歩5分 横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2)

内容

(1) 講演 12:35～13:25

テーマ 「地域発の消費者教育！ 連携！協働！みんなをつなげる3つのポイント！」

それぞれの地域で、行政や消費者が「連携」しながら「消費者教育」を進める方法について、具体例を交えながら、分かりやすくお話いただきます。

講師 あんびる えつこ氏 (生活経済ジャーナリスト)

あんびるえつこ氏プロフィール

《主な役職》 子供のお金教育を考える会代表、文科省消費者教育アドバイザー、神奈川県消費生活審議会委員

《主な活動》 「消費者教育」や「子どものお金教育」をテーマとした執筆や講演会、テレビ出演等

(2) 活動発表 13:25～16:30

「平成25年度消費者力アップ！県民提案事業」の受託団体が「子どもの事故予防」や「悪質商法被害未然防止」など様々なテーマで取り組んだ活動の成果を発表します！

発表団体

NPO法人 FPネットワーク神奈川	消費者問題に取り組む「Cの会」	海名高 消費経研会(海高ファイナンスクラブ)
ウエスト♥ハウス	Safety Kids いずみ	小さなクローバーの会
NPO法人 地域彩生フォーラム	NPO法人 神奈川県消費者の会連絡会	(公社)NACS 消費者教育研究会
横浜市消費生活応援隊	(一社)かながわFP生活相談センター	(一社)スマート・ウイメンズ・コミュニティ

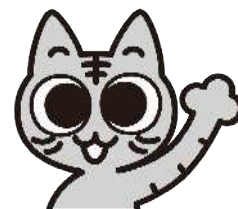
(3) 資料展示 12:00～17時頃

消費者団体の活動内容を紹介する資料の展示を行います。また、くらしに役立つリーフレットやオリジナルグッズの配布も行います。

申込み 電話またはファクシミリでお申込みください

電話 045-312-1121 (内線2642)

ファクシミリ 045-312-3506



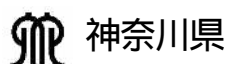
複数名でお申込みいただけます。

ファクシミリでお申込みの場合は「行事名・お名前(フリガナ)・電話番号・同行者全員のお名前(フリガナ)・(グループで活動されている方はグループ名も)」を明記してください。

応募者多数でご参加いただけない場合のみ、お電話でご連絡いたします。

【問い合わせ】 消費生活課 普及推進グループ 電話 045-312-1121 内線 2642

困ったときは、一人で悩まず地元市町村の消費生活相談窓口にご相談しましょう



神奈川県

県民局くらし県民部消費生活課相談第二グループ

(かながわの消費生活のページ) <http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f100548/>

横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2 〒221-0835 電話:045-312-1121(代表) / FAX:045-312-3506